

# 茨城県プロゴルフ会 会則

## 第1章 総則

【名称】 第1条 本会は茨城県プロゴルフ会と称する。

【事務所】 第2条 本会は事務所を茨城県内に置く。

【名称】 第3条 本会は茨城県内のプロゴルファー相互の親睦と福祉を図り、もってゴルフ界の発展に寄与し、併せて職業としてのプロゴルファーの基礎を確立し、日本プロゴルフ協会の各種事業の後援をし、又諸問題を協議するものとする。

【名称】 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 県内プロゴルファーの連絡及び協議。
2. プロフェッショナルゴルファー養成のための指導。
3. ゴルフの技術、ルール及びマナーの指導、及び普及、奨励情報収集、研究調査。
4. ゴルフの試合、プロアマ、レッスン会などの運営、主催及び後援。
5. その他、本会の目的達成のために必要な事業。

## 第2章 会員

第5条 本会の会員

1. 会員 茨城県内のゴルフ場及び練習場に所属又は、住所が県内の者に限る。

## 第3章 役員

【名称】 第6条 本会に次の役員を置く

会長 1名

副会長 3名 (南・西・北の3ブロックに各1名宛を置く)

会計幹事 (事務局)3名

【職務】 第7条 役員の仕事は下記の通りとする。

会長は会を代表し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は之に代わる。

第8条 役員の仕事は、就任後第2回の定期総会終結までとする。但し再任を妨げない。

## 第4章 会議

【例会】 第9条 本会は年2回定期的にこれを開催する。

【総会】 第10条

1. 総会は毎年1回これを開き、議長は会長がこれに当たり、役員の仕事、予算、決算、その他重要事項を審議決定する。その他必要に応じて、会長はこれを召集することができる。

2. 総会に出席できない会員は、委任状を以て之に代える事ができる。

会員以外の代理人は認めない。

3. 白紙委任状の場合は各ブロック会長のところに提出する。採決のとき、白紙委任状は出席者の賛否比例配分とし賛否同数の時、議長はこれを決する。

第11条 総会は会員の2分の1以上の出席なければこれを開催することはできない。

決議については、出席者の過半数を以て決する。

第12条 この会則の変更は、総会において会員の2分の1以上の出席を要し、その過半数の承認を以てする。

第13条 本会は会員の4分の3以上の同意を以て構成する。

## 第5章 会計

【資産】 第14条 本会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

1. 会費
2. 交付金
3. 雑収入

第15条 会員は会費を所定の納期までに納入しなければならない。

1. 年会費は1万円とする。(その年の3月31日迄に納入しなければならない。)
2. 既に納入した会費の返還を請求することができない。
3. 会費の額は総会の決議による。

第16条 本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日とする。

## 付 則

第17条 本会は会員相互の共済福利、及び冠婚葬祭、死亡、老齢廃疾、傷病、入院、退会、その他の理由が生じたときは、幹部会に於いて扶助、見舞い等の金額を決定し、支給又は贈るものとする。

第18条 事務所及び住所変更の場合、事前に事務所に連絡すること。

第19条 本会側は平成3年1月18日より施行する。